

西脇市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本理念及び基本原則（第3条・第4条）
- 第3章 情報の共有（第5条－第8条）
- 第4章 参画と協働（第9条－第11条）
- 第5章 住民投票（第12条・第13条）
- 第6章 地域自治組織等（第14条・第15条）
- 第7章 市民・議会・市長等の役割・責務等
 - 第1節 市民（第16条－第18条）
 - 第2節 議会（第19条－第22条）
 - 第3節 市長及び市職員（第23条・第24条）
- 第8章 市政運営（第25条－第38条）
- 第9章 連携（第39条－第41条）
- 第10章 条例の位置付けと見直し（第42条・第43条）

附則

わたしたちのまち西脇市は、加古川、杉原川、野間川の水の恵み、大地の緑や肥沃な土壌、そして温暖な気候に育まれた自然豊かなまちです。

「播磨国風土記」にも記されたように、古代から人々は豊かな農山村生活を営みながら幾世代を重ね、多くの先人たちの英知とたゆまぬ努力によってこの地を守り、独自の文化の上に播州織、播州釣針、黒田庄和牛といった特色ある産業を興し、全国屈指のものづくり産地として今日の礎を築いてきました。

また、日本標準時子午線である東経 135度と北緯35度が交差する地理的な特徴を生かし、『日本のへそ』のまちに住む自覚と誇りを持って、個性溢れるまちづくりを進めてきました。そして、こうした地域の特性に寄せる意識を高め、誰もが誇りを持って、安心して暮らせるまちを目指しています。

近年、少子高齢化や人口減少など急激に社会・経済の環境や構造が変化し、地方分権が進展する中であって、多様化する地域課題に対応するため、改めて本市の自治のあり方を見つめ直す時がきました。

わたしたちは、日本国憲法に掲げられた基本的人権を大切にしながら、人と人との絆を深め、地域と地域が交流し、皆が支えあうまちを自らの手づくりあげ、次代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、一人ひとりが、より一層郷土を愛する心を培い、自治の主体は市民であることを自覚し、地域社会及び市政の運営に参画

することや様々な主体の協働による自治を創造することが必要です。

わたしたちは、今ここに、自治の基本理念を共有し、学び、育ち合いながら、地域の個性や自主性を尊重したまちづくりに取り組むことを決意して、本市の自治の基本規範となるこの条例を制定します。

【解説】

自治基本条例は、地方分権時代にふさわしい自治の基本理念や市民、議会、市長等の執行機関の自治の主体となる三者の役割や責務等、さらに市政運営の基本的事項等を定めた本市における自治の基本規範（最も基本となるルール）と位置付けられるものです。

前文は、このような条例制定の理念や、本市の目指す自治のあり方を明らかにするとともに、この基本条例を制定した背景と趣旨を伝えるものです。

第1段落から第3段落では本市の地理的状况や歴史、特徴的な産業と本市のまちづくりについて、第4段落では、この基本条例が必要となってきた社会的背景を示し、これからの地域や地方自治のあり方についての問題提起を、第5段落と第6段落では、本市の目指す地域のあり方や参画と協働の重要性について、第7段落では、この基本条例を制定し、まちづくりに取り組んでいくための決意を宣言として記述しています。

第1章 総則

第1章は、この条例の目的、この条例で使われる用語の定義を定めています。

(目的)

第1条 この基本条例は、本市における自治の基本理念と主権者である市民の権利及び責務を明らかにするとともに、市民、議会、市長等の果たすべき役割及び市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自立した地域社会を創造することを目的とします。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を定めています。

【解説】

自治基本条例は、市民・議会・市長等の執行機関で構成される西脇市における自治の基本理念（基本理念に基づく基本原則も含みます。）と主権者である市民の権利と責務を明らかにするものです。また、自治の推進に当たっての市民、議会及び市長等の執行機関や市の職員の役割や市政運営の基本的な仕組みを定めることによって住民自治と団体自治からなる地方自治の本旨に適合した自治を実現することにより、自己決定・自己責任に基づく地域社会を創造することを目的としています。

「地方自治の本旨」（注1）とは、日本国憲法で定められている地方自治のあるべき姿のことで、「住民自治」と「団体自治」の2つからなるとされています。

「住民自治」とは、市民が主権者として民主的なルールにのっとり市政に参画し、市民の意思を反映した市政運営が行われることと、市民が地域を自分たちで運営していくという2つの側面があります。市政への参画の方法には、選挙や法律による直接請求権（注2）の行使などと合わせて、様々な機会をとおして意見を述べたり、政策形成に関わることがあります。

「団体自治」とは、地方自治体が、国と対等な立場で、その団体の権限と責任において市政運営を行うことで、住民自治を拡充することと団体自治を推進していくことは密接で切り離せない関係にあります。

（注1） 「地方自治の本旨」

【参考】 日本国憲法

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

(注2) 「直接請求権」

【参考】

直接請求権とは、住民の発意により、直接地方公共団体に一定の行動を取らせる直接民主制の一種で、地方自治法（昭和22年法律第67号）には次のものが規定されています。

● 条例の制定・改廃の請求（第74条）

有権者総数の50分の1以上の署名をもって、地方公共団体の長に請求

● 地方公共団体の事務監査請求（第75条第1項）

有権者総数の50分の1以上の署名をもって、監査委員に請求

● 地方議会の解散請求（第76条）

有権者総数の3分の1以上の署名をもって、選挙管理委員会に請求

● 首長・議員の解職請求（第80条、第81条）

有権者総数の3分の1以上の署名をもって、選挙管理委員会に請求

● 主要公務員の解職請求（第86条）

対象となる主要公務員は、都道府県の副知事、市町村の副市町村長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員で、有権者総数の3分の1以上の署名をもって、普通地方公共団体の長に請求

(定義)

第2条 この基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むもの並びに市の政策等に直接利害関係を有すると市長が認めるものをいいます。
- (2) 市 議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参画 市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、市民が自主的、主体的に関わることをいいます。
- (5) 協働 自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力、連携することをいいます。

【趣旨】

本条は、この条例を解釈する上での共通認識を持つために、重要な用語の意味を定義しています。なお、ここでの定義はこの条例が規定する範囲内のものです。

【解説】

《第1号関係 市民》

- 1 法律上「市民」の定義はなく、個々の法律の目的に応じその対象が画定（定義を置くことなく常識的・慣例的に解釈される場合が多い。）されることとなっています。この基本条例における「市民」とは、地方自治法第10条に定める住民（注3）だけでなく、市内で働く者や学ぶ者、活動する個人や団体、事業を営む個人や団体（法人）、また、本市に納税義務を有する者など市の政策に直接利害関係を有するものも含めています。活動や事業には、営利活動も非営利活動も含まれます。
- 2 この条例では、住民の権利と統治の仕組み（自治体運営）を意味する「自治」だけではなく、参画・協働や都市交流などの連携など「まちづくり」の分野を包含した条例であるため、市民の範囲を広げて定義しています。これは市域における課題解決やまちづくりの推進のためには、住民はもとより市域で活動する幅広い人々が協力・連携しあって取り組む必要があると考えるからです。むしろ、市民の定義を広義に据えることにより、地方自治の本旨に基づく自立した地域社会の創造の可能性が高まることが期待されます。
- 3 例えば、市民の権利の一つである情報の開示を請求する権利において、情報公開条例では、「情報の開示を請求できるもの」として

住所を有する者、事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、事務所又は事業所に勤務する者、学校に在学する者、その他利害関係を有するものとしていますし、パブリックコメント手続においても同様の範囲を「意見を提出できるもの」としており、この条例に定める市民の範囲と適合しています。

- 4 なお、直接的にこの条例の用語の定義が他の条例や規則等に影響を及ぼすものではありませんが、他の条例、規則等の制定、改正、廃止に当たっては、この条例の基本理念（第3条）や基本原則（第4条）に反することのないよう整合を図る（第42条）こととします。

（注3）「住民」

【参考】 地方自治法
 第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。
 2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

《第2号関係 市》

「市」とは、市民の信託に基づき、団体自治を担う議会と執行機関をいいます。通常、市という場合には、行政区域としての西脇市そのものを指す場合や執行機関のみを指す場合があります。この条例では、用語の定義を明確にするため、議会と執行機関を合わせた法人としての地方公共団体（注4）を市としています。

（注4）「地方公共団体」

【参考】 地方自治法
 第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。
 2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。
 3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合、財産区とする。
 第2条 地方公共団体は、法人とする。
 第89条 普通地方公共団体に議会を置く。

《第3号関係 執行機関》

執行機関（注5）とは、市の行政の実務を行う行政機関のことをいいます。「市長」とは、市長個人のことではなく、市長としての権限を持つ執行機関のことを指します。

また、地方自治法により定められた「委員会・委員」等の執行機関として、西脇市には現在、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会と固定資産評価審査委員会があります。

(注5) 「執行機関」

【参考】 地方自治法

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次のとおりである。

- (1) 教育委員会
- (2) 選挙管理委員会
- (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- (4) 監査委員

2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

- (1)～(5) 略

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

- (1) 農業委員会
- (2) 固定資産評価審査委員会

《第4号関係 参画》

参画とは、市民が市の政策の、課題発見、解決策の立案、実施、評価及び見直しの各段階に自らの役割と責任を自覚して、自主的、主体的に関わることをいいます。

参画は、単なる参加ではなく、政策立案などの意思形成過程に加わることで、幅広い視点と責任ある発言などが求められます。このために市民は行政と情報を共有するとともに地域課題や行政の仕組みなどについて学習することが必要です。生涯学習の意義の1つもここにあります。

《第5号関係 協働》

協働とは、自治の推進のために市民と市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力・連携することをいいます。

つまり、まちづくりの共通目標（住みよい地域づくりや福祉、安全、環境保全、文化、教育等の地域課題の解決等）を達成するために、多様な主体と市がそれぞれの役割と責務を認識しながら、それぞれの特性や資源等を生かしつつ対等な立場で、協力・連携してより大きな成果を創り出すことをいいます。

第2章 基本理念及び基本原則

第2章は、自治の基本理念と基本原則を定めています。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、自治を推進するものとしします。

- (1) 自治の主体は市民であり、市は主権者である市民の意思を適切に反映した信託に基づく市政運営を行います。
- (2) 性別、年齢、国籍、民族、思想信条等にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、その個性及び能力が十分発揮される地域社会を形成します。
- (3) 自然との共生を図り、地域が有する様々な資源を有効に活用することにより、次世代に引き継いでいくことができる持続可能な共生社会を形成します。

【趣旨】

本条では、自治の基本理念について定めています。市民と市が自治を進めるに当たって、あるべき姿を自治の基本理念として3つ定めています。

また、この基本理念については、本市の行動目標である西脇市民憲章（参考）の考え方を踏まえて定めています。

【解説】

《第1号関係 信託に基づく市政の推進》

自治（地域において、市民が自らの意思に基づいて地域経営について考え、自ら又は代表者を選んで決定し、運営していくこと。）の主体が市民であり、市は主権者である市民（注7）の意思を適切に反映した、市民の信託に基づく市政を推進することを宣言しています。

（注7）「主権者である市民」

《主権の考え方について》

この条例で、「主権者である市民」という表記をしていますが、この条例における「市民」の定義は、第2条のとおり広く捉えています。

日本国憲法の前文に規定する「国民主権」とは、国政のあり方を最終的に決定する力（国民主権）ですので、自治体に置き換えれば、地方自治法第11条に規定する選挙権を有する住民が主権者であり、選挙を通じて決定権を行使するという考え方が基本です。

しかし、この条例では、自治の仕組みと併せて参画・協働などまちづくりを進めていく上でのルールも定めているため、選挙権のない住民や市内で働く者や学ぶ者、市内で活動をする個人もまた西脇市の地域社会を形成する主体（自治の担い手）と捉えています。このような個人がまちの発展

に大きな役割を果たしていることを考えると、地方自治法に規定する限定的な主権をベースにまちづくりを考えるのではなく、子どもたちも含めて自治体を構成する様々な自治の主体と捉えることの方が現実的です。

したがって、この条例では、主権の範囲を選挙権の有無にとどまらず、参画と協働の主体と捉えて、参画の機会を確保し、協働を推進することによって、魅力あるまちづくりを進めようとする考え方を採っています。

《第2号関係 共に支えあう地域社会の形成》

- 1 市民一人ひとりの基本的人権が守られ尊重されることを自治の根底に置いて、自分自身の利益だけでなく、周囲の人に配慮し、相互に助け合う共助の精神を持ち、支えあう社会をつくっていくことを宣言しています。
- 2 そうした支えあう社会では、一人ひとりの個性や能力が充分発揮され、生き生きと暮らすことができます。住民自治の目標はそうした地域社会をつくることにあります。

《第3号関係 持続可能な共生社会の形成》

本市が有する豊かな自然と共生し、先人が築いてきた文化、伝統などの様々な資源を大切にし、活用することによって、それらの資源を次の世代に引き継いでいくという持続可能な共生社会をつくっていくことを宣言しています。

【参考】西脇市民憲章

わたしたちの西脇市は、豊かな自然の中で、これまでの歴史・伝統・文化を大切にしながら、織物を産業の中心として栄えてきました。

わたしたちは先人たちのたゆみない努力によって築かれたこのまちを受け継ぎ、次の世代の人々が誇りと愛着を持てるふるさとにするために、新しい時代を切り拓いていかなければなりません。

このまちで暮らすすべての人が、自然を愛し、互いに思いやり、支えあいながら、喜びと生きがいを実感できるよう、心豊かで魅力あふれるまちをつくるために、ここに市民憲章を定めます。

わたしたち西脇市民は

- 一 明朗で誠実な人になりましょう
- 一 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 一 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 一 青少年の夢と希望を育てましょう

(基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により、自治を推進するものとします。

- (1) 補完性の原則 地域課題の解決に当たっては、より身近なところから協議や実践を行い、それぞれの適切な役割分担により、補完していくこと。
- (2) 多様性の尊重 多様な価値観を持つ人々の交流が豊かな自治につながることを認識し、男女共同参画、多文化共生等の理念を尊重すること。
- (3) 情報の共有 自治の推進に必要な情報を共有すること。
- (4) 参画と協働 それぞれの役割及び責務に基づいて公共の領域を担い、参画と協働を推進すること。

【趣旨】

本条では、自治を推進するに当たっての基本とする4つの行動原則（「補完性の原則」、「多様性の尊重」、「情報の共有」、「参画と協働」）を定めています。

【解説】

《第1号関係 補完性の原則》

- 1 補完性の原則を定めています。補完性の原則とは、地域の問題・課題については、市民自ら（自助）、あるいは近隣（隣保）や地域（自治会や地区）など身近なところで行い（共助）、地域で解決することが困難なものや広域的な案件は市が行う（公助）といったように、それぞれの適切な役割分担によって、補完していく考え方であります。ただし、市は、地域で行う活動を支援・補完していく役割を持っています。
- 2 「身近なところから」とは、空間的に近いところ（向こう三軒両隣）や人のつながりとして身近なところ（一緒に活動しているグループなど）をいいます。

《第2号関係 多様性の尊重》

- 1 多様性尊重の原則を定めています。多様性の尊重とは、地域社会が多様な人々や団体等で構成されていることを踏まえて、それぞれの多様性と個性を認め合い、尊重することです。
- 2 多様性を尊重することにより、子どもや高齢者、障害を持つ人、外国人等全ての人が地域の一員として同じように暮らしていける豊かな地域社会につながります。
- 3 市は、男女共同参画や多文化共生などの理念を尊重しながら、参画や協働の場及び機会を提供しなければなりません。

- 4 また、多様な人々、多様な主体が互いに連携しあい地域を運営していくことが、地域の強みにもつながります。

《第3号関係 情報の共有》

- 1 情報の共有の原則を定めています。市民が市政に参画したり市政を注視するときには、市の施策などに関する情報が不可欠です。
- 2 市が持っている情報を積極的に市民に公開し、市民の求めに応じて開示するなど、市民と情報を共有することから参画や協働が始まります。
- 3 市民が自主的なまちづくり活動を行おうとするときにも、行政情報や地域情報が不可欠であり、そのため、市は自主的かつ積極的に情報を発信していくことが求められます。

《第4号関係 参画と協働》

- 1 参画と協働の原則を定めています。
- 2 自治の推進には、多様な主体がそれぞれの役割や責務を自覚しながら課題解決の全ての段階に関心を持ち、参画し、共に役割を担い合って協働し、成果を上げる（公共的利益を生み出す）ことが重要です。
- 3 また、協働は、必ずしも一緒に活動するだけではなく、共通の目標に対して、それぞれの特性や資源を生かしつつ成果を上げ、さらに協力・連携することにより大きな成果につなげていくことをいいます。【第2条第5号の解説参照】

第3章 情報の共有

第3章では、第4条第3号に定める情報共有の原則を受け、情報共有を進めるための具体的な施策を定めています。

(情報の提供)

第5条 市は、広報及び広聴の充実を図ることにより、市民が必要とする情報を把握するとともに、当該情報を積極的かつ効果的に提供するものとします。

2 市は、前項の規定による情報の提供に当たっては、広報紙、ホームページ等を積極的に活用し、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民に提供するものとします。

【趣旨】

本条では、情報共有を進めるための基本となる情報の提供について定めています。なお、情報の提供や広報活動の充実については、西脇市情報公開条例（平成17年西脇市条例第21号）第21条及び第22条においても規定しています。

【解説・運用】

《第1項関係》

市は、情報提供の基本となる広報及び情報提供を行うために必要となる広聴を充実することにより、市民が必要とする情報を的確に把握し、その情報を積極的にさらに効果的に提供することを定めています。

《第2項関係》

情報提供の具体的な方法として広報紙、ホームページ、防災行政無線など多様な方法を積極的に活用し、情報を提供する際には、分かりやすく、その上入手しやすい方法で市民に提供することを定めています。

（情報の公開）

第6条 市は、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市民の情報の開示を請求する権利を明らかにし、市政に関する情報を原則として公開しなければなりません。

【趣旨】

本条は、市政に関する情報を原則として公開しなければならないことを定めています。情報公開の際には、西脇市情報公開条例が適用されます。

情報公開条例には、市民が市の保有する情報の開示を請求する権利を明らかにしており、市民は情報公開条例に基づき情報の開示を請求することができます。

(個人情報保護)

第7条 市は、市民の権利利益を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければなりません。

- 2 個人情報の取扱いについては、前項の条例の規定を適切に解釈、運用するとともに、人の生命、身体又は財産を保護するために必要な情報を関係者間で共有するよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、個人情報の保護について定めています。個人情報保護に関し、具体的には、西脇市個人情報保護条例（平成17年西脇市条例第22号）が適用されます。

【解説・運用】

《第1項関係》

情報公開の一方で、個人情報は、市民等の財産や利益、そして様々な権利を左右し、一度漏れた情報は回収することが困難で、情報管理の重要さは益々増しています。このためにも、市が保有する個人情報については、厳重な保護が必要です。

《第2項関係》

- 1 自治体で保有している個人情報の取扱いについては、いわゆる「過剰反応」が一部で見られることを踏まえ、個人情報保護条例の規定を適切に解釈・運用することが望まれます。
- 2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）においても「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」は、個人情報取扱事業者から情報提供することは阻害されておらず、また、個人情報保護条例第7条においても同様の規定により情報の収集が可能となっています。特に、高齢者や生活困窮者などの要支援者に関する情報については、福祉部局で集約するとともに、関係部局や関係機関で共有し、災害時の避難支援及び地域における見守り体制の強化に努めるものとします。

(市民間の情報の共有)

第8条 市民は、互いにまちづくり活動に関する情報の交換を行い、情報の共有に努めるとともに、まちづくり活動を行うものは、その活動内容を積極的に公開するよう努めるものとします。

2 市民は、前項の規定による情報の共有又は公開に当たっては、個人情報保護に十分配慮しなければなりません。

【趣旨】

本条は、市民間のまちづくり活動に関する情報の共有について定めています。

【解説・運用】

《第1項関係》

- 1 市民はまちづくり活動に関して、より効果的な活動につなげるため、互いに持っている情報を交換し、情報の共有に努めるとともに、様々なまちづくり活動を行う個人や団体は、その活動内容をホームページや市の広報紙を活用するなど積極的に公開するように努めることを定めています。
- 2 活動内容を公開することによって、より活動に広がりがあるとともに、一緒に活動するメンバーを集めることにもつながり、より効果的な活動が期待できます。

《第2項関係》

まちづくりに関する情報であっても、個人情報保護には十分配慮しなければならない旨を定めています。一方で、個人情報保護を理由に、必要となる個人情報の提供を拒否するといった過剰反応をするのではなく、コミュニティの形成などにおいて必要不可欠な情報については、個人情報の有効利用という観点も持ちながら対応していく必要があります。

第4章 参画と協働

第4章では、第4条第4号に定める参画と協働の原則を受け、参画と協働を進めていくための具体的な制度について定めています。

(参画と協働の推進)

第9条 市は、参画と協働による市政を推進するため、情報及び学習の機会を提供するとともに、必要な制度及び施策を講ずるものとします。

【趣旨】

本条は、参画と協働の推進について定めています。

【解説・運用】

市民の参画と協働による市政を推進するためには、市は、市政に関する情報を市民に理解していただくために必要な情報や学習の場を提供することと併せて、参画と協働を推進するために必要となる制度や施策を講ずることを定めています。

(参画の制度)

- 第10条 市は、政策の立案、実施、評価及び見直し過程における参画の機会を確保するため、市民生活に重大な影響を及ぼすものについては、別に定めるところにより、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。
- 2 市は、前項の規定により市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等適切な方法で実施するものとします。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な周知期間を設けなければなりません。
- 3 市民は、市に意見を提出するときは、市民間で討議を行うよう努めるものとします。
- 4 市は、前項の規定による討議を促進するため、情報及び意見交換の場の提供等を行うよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、意見の聴取等の参画の制度について定めています。

【解説・運用】

《第1項関係》

- 1 政策の立案、実施、評価及び見直しの各過程への参画の機会を確保するため、市民生活に重大な影響を及ぼすものについてできる限り情報を提供し、意見を求めなければならないことを定めています。
- 2 「市民生活に重大な影響を及ぼすもの」とは、市政全般や教育、福祉、環境などの各行政分野における基本的な計画や市政全般又は個別政策分野に係る基本理念や基本方針、基本的な制度を定める条例などを指します。
- 3 参画の対象や手続などの詳細については、別途条例などで定めることとしています。

《第2項関係》

- 1 市民に意見を求める際の具体的な手法について定めています。それぞれの事案に応じパブリック・コメント、アンケート調査、公聴会の開催等適切な方法を選択して行うことを定めています。
- 2 市民に意見を求める際には、十分な情報の提供を行うとともに、適当な周知期間を設け、市民が意見を提案する機会を確保しなければならないことを定めています。
- 3 「適当な周知期間」とは、1か月程度を目安として設けることとしています。

《第3項関係》

市民が市に意見を提出する際は、それぞれの立場や状況によって様々な考え方や意見があることから、個人的な判断だけでなく、市民同士で討議や意見交換を行い、その討議等を踏まえて意見を出すよう努めることを定めています。

《第4項関係》

第3項に定める討議を促進するためには、計画や条例、施策について市民の理解が必要であることから、市は、必要な情報提供や、意見交換を行う場の提供等の支援を行うことを定めています。

(審議会等の運営)

第11条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、市民の多様性に配慮した委員構成に努めるとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募するものとします。

2 執行機関は、審議会等の会議について、法令等に定めのあるものを除き、原則として公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表するものとします。

【趣旨】

本条では、審議会等の運営や会議等の公開等について定めています。

【解説・運用】

《第1項関係》

1 審議会等とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びその審議、協議等の結果を市政に反映させることを主な目的として、条例に基づき設置する協議会、委員会等指します。

2 審議会等は、市の政策等を策定する際に、できる限り多様な意見を聴く場として重要な役割を果たしています。このため審議会等の委員の選任に当たっては、市民の多様性（性別、年齢、居住地、職業など）に配慮した構成にする必要があります。

そこで、審議会等にどれだけの市民が参画できるのかが問われることとなります。審議会等には様々な設置目的があり、法令で構成員の枠が決まっているものや高度な専門知識を求められるものもあり、一概に公募市民枠を設定することが困難な場合もあります。例えば、都市計画審議会では学識者と議員を基本として関係行政機関の職員又は当該市町村の住民の中から選任されますので、公募枠は少なくなります。

このような事情により、一定以上の市民公募枠の割合を設定することが困難な審議会等があることから、ここでは「原則として委員の全部又は一部」としています。

《第2項関係》

1 審議会等の会議の公開について定めています。審議会等の会議の公開は、市民の市政への参画や透明性の高い市政運営の基礎となることから、原則公開としていますが、法令等（法律、政令、省令、条例、規則など）により公開しないことが定められている場合は除かれることとなります。

2 また、審議会等の会議の開催に関する情報や会議の記録（会議における発言について詳細に記録したもの、又はいわゆる要点筆記な

ど会議の概要がわかるものをいいます。) については、公表する旨を定めています。

第5章 住民投票

第5章は住民投票についての基本的な事項を定めています。

(住民投票)

第12条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票を実施することができます。

- 2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めるものとします。
- 3 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

【趣旨】

本条は、住民が市政について直接意思を表明する住民投票の仕組みを定めています。

【解説・運用】

《第1項関係》

- 1 日本の地方自治制度は、市長、議員を住民の代表とする間接民主主義を採用していることから、住民投票は直接民主主義によりそれを補完する制度と位置付けられるものです。
- 2 市政に関わる重要事項とは、住民の意思を直接確認する必要があると認められる事案を指します。全国の事例では、原子力発電所の建設、産業廃棄物処理施設の建設など、市の直面する重要課題や将来に決定的な影響を及ぼすような課題等について、住民投票実施に関する条例の議決を経て、住民投票を実施することができるとしています。
- 3 住民投票は、住民を二分する可能性があるなど住民相互の関係性にも大きな影響があり、また、実施には相当なコストを要するものであるため、慎重に行うべきです。その意味で市長及び議会による判断を必要としています。

実施に当たっては、住民投票事案の論点を明確にし、十分な情報提供を行った上で臨むべきで、住民が的確な判断を下せるよう準備が必要となります。

- 4 住民投票には、常設型と個別設置型があり、次のように分類されています。
 - (1) 常設型 自治基本条例や住民投票条例等の規定により、一定以上の有権者等の連署があれば議会の議決を経なくとも住民投票を実施するというものです。必要な場合に迅速に対応でき、一定割合の連署があれば住民投票を実施できるという住民の意思を反映しやすいというメリットがありますが、一方で住民投票の乱発を

招くおそれがあるというデメリットもあります。

- (2) 個別設置型 この条例のように、地方自治法第74条の規定による住民の条例制定請求権を用いるものや、住民の意思を確認するために必要があるときは、市長や議員の提案によってその都度住民投票実施に関する条例を制定するもので、議会による議決が必要となり、間接民主主義に適合したものといえます。

《第2項関係》

住民投票にかける事案や投票資格者の範囲をどうするか等については、事案によって異なると考えられるため、事案ごとに住民投票条例で定めるとしています。

《第3項関係》

市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを定めています。現行地方自治法の下では、住民投票は法的な拘束力を持たないため、その結果は市長や議会の選択や決断を拘束するものではありません。しかし、市長及び議会は、多数の住民の意見が直接表明されたことの意味を重く受け止め、住民投票の結果を尊重しなければならないとしています。

(住民投票の請求及び発議)

- 第13条 本市において選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票実施に関する条例の制定について市長に請求することができます。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票実施に関する条例を議会に提出しなければなりません。
- 3 議員は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、また、市長は必要に応じ、住民投票実施に関する条例の制定について発議することができます。
- 4 市長は、前2項に定める条例が可決されたときはこれを実施しなければなりません。

【趣旨】

本条では、住民投票に関する住民からの請求手続、議員及び市長の発議について定めています。

住民投票実施に関する条例は、市長の意思決定によるものだけでなく、住民による直接請求や議員による発議によっても条例案を提出することは可能です。このことは地方自治法第74条と第112条にも定められていますが、住民投票の重要性を勘案し、この条例においても定めるものです。

【解説・運用】

《第1項関係》

本市に選挙権のある者（有権者）が、地方自治法第74条（住民の条例制定改廃請求権）に基づくものの1つとして、「〇〇に関する住民投票実施に関する条例」の制定を市長に請求できることを定めています。この場合、市内の有権者総数の50分の1以上の者の連署が必要になります。

《第2項関係》

第1項に定める住民投票実施に関する条例の制定請求があった場合は、住民投票実施に関する条例を議会に提出しなければならないことを定めています。具体的な手続については、地方自治法第74条第3項の規定に基づいて行うこととなります。

《第3項関係》

地方自治法第112条に基づく議員の議案提出権について定めたもので、議員定数の12分の1以上の者の賛成をもって議員自らが住民投票実施に関する条例の制定について発議できること、また、地方自治法第149条に基づき市長自らが、市政に関わる重要事案につい

て、必要であると判断した場合、住民投票実施に関する条例の制定について発議できることを定めています。

《第4項関係》

- 1 有権者の請求又は、議員、市長それぞれが発議した住民投票実施に関する条例について、議会において可決された際には住民投票を実施しなければならないことを定めています。
- 2 住民投票の期日や住民投票の投票率と開票の関係（例えば、一定の投票者数に満たない場合は開票しないなど）等については、それぞれの住民投票実施に関する条例において定めることとなります。

第6章 地域自治組織等

第6章は、地域自治を推進するための基本となる地域自治組織及び市民公益活動について定めています。

(地域自治協議会)

第14条 市民は、地域の特性を生かした自治を推進するため、一定のまとまりのある地域内において、多様な主体で構成する地域自治組織（以下「地域自治協議会」といいます。）を一に限り設立することができます。

- 2 地域自治協議会は、公共的団体として、民主的で透明性のある運営を行い、地域の課題を解決するものとします。
- 3 地域自治協議会は、自らの責任の下に、自主的かつ主体的な活動に取り組むものとします。
- 4 市は、地域自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとします。
- 5 地域自治協議会に関して必要な事項は別に定めるものとします。

【趣旨】

本条では、地域自治協議会について定めています。

少子高齢化が進む中で、安全・安心な豊かで住みよい地域社会をつくっていくためには、身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に解決し、地域の特性を生かした地域づくりを進めていく必要があります。

また、地域の人々が、将来どのような暮らし方をしたいか、そのためにはどのようなまちをつくらなければならないかという地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組んでいくためにも、区長会や地区内の各種団体・グループなどが連携して活動する地域自治協議会を形成し、お互いに補完できる体制をつくっていくことが必要です。

【解説・運用】

《第1項関係》

- 1 市民は、一定のまとまりのある地域内において「地域自治協議会」を設立することができることを定めています。
- 2 「一定のまとまりのある地域内」とは、これまで地区まちづくり活動に取り組んできた、西脇・津万・日野・重春・野村・比延・芳田・黒田庄の8地区を基本としています。
- 3 「地域自治協議会」とは、区長会を中心に、まちづくり協議会や各種団体、地区内の個人や法人を構成員とし、地域代表制を確保するとともに、民主的な運営により地区の活性化や様々な地区課題の

解決に向け、協力・連携して取り組む組織を想定しています。

また、地域自治協議会は、この条例で位置付けることにより、公共的団体となります。そのため地域自治協議会が実施・提供するサービスは、全構成員に行きわたるべきものであり、組織運営及び活動は、構成員誰もが参加できなければなりません。しかし、一方で、全ての構成員が地域自治協議会の活動に参加を強制されるわけではなく、参加の自由は確保されなければなりません。

- 4 一つの地区に一つの地域自治協議会のみを設置できるとしているのは、地域自治協議会は公共的地域自治団体であることから、一つの地区に独自の主張を持つ2以上の公共的地域自治団体が存在することは望ましくないためです。地区内の多様な主体あるいは個人は、地域自治協議会に参画し、その中で民主的な議論を通して住民の総意をかたち作っていくことが求められます。

《第2項関係》

地域自治協議会は、民主的で透明性のある運営を行うという運営の基本的な方法と、地区の課題を解決するために活動するという目的を定めています。

《第3項関係》

地域自治協議会は、自らの責任の下に、主体的に地域自治を推進し、心豊かな地域社会の実現に取り組むという、地域自治協議会の活動目的を示しています。

《第4項関係》

市は、市民主体の自治を推進するため、地域自治協議会の活動を尊重し、その活動に必要な支援を行うことを定めています。様々な支援とは、補助金の交付などの活動資金に関するものや団体運営のマネジメントに係る研修会の開催、先進事例などに関する情報の提供など、協働の原則に基づく支援になります。

《第5項関係》

組織の要件や設立手続などについては、別途定めることとしています。

(市民公益活動)

第15条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利かつ公益的な市民団体の活動（以下「公益活動」といいます。）を尊重するとともに、必要に応じその活動に対して支援を行うものとします。

【趣旨】

本条では、市が、公益活動を尊重し、必要に応じてその活動に対して支援を行うことを定めています。

【解説・運用】

- 1 市民が、自発的かつ自主的に行う、広く市民生活の向上を目的とする非営利で公益的かつ非宗教、非政治的な活動を「公益活動」と位置付けています。今後、この公益活動を行う団体が、地域自治活動団体とともにまちづくりの重要な担い手の1つとなっていくと予想されます。
- 2 公益活動団体に対する支援として、組織や事業運営のマネジメント等の研修会の開催や、活動に必要な情報や活動拠点の提供、補助金などの交付が挙げられますが、市はあくまで団体の主体性を尊重し、過度に指導や監督をすべきではないと考えます。

第7章 市民・議会・市長等の役割・責務等

第7章は、自治の担い手である市民、議会、市長等について3節に区分し、権利や役割、責務等について定めています。

第1節 市民

第1節は市民の権利、市民の役割及び責務、事業者の役割について定めています。

(市民の権利)

第16条 市民は、市政に関する情報の開示を請求する権利及び市政に参画する権利を有します。

2 市民は、自ら考え行動するため、生涯にわたって学習する権利を有します。

【趣旨】

本条は、自治に関する市民の権利について定めています。

【解説・運用】

《第1項関係》

- 1 市民は市政に関する情報の開示を請求する権利と市政に参画する権利を有することを定めています。市民にとって市政に関する情報は、市政に参画する権利を行使するためにも、まちづくり活動を行うためにも基本となるものであることから、情報公開条例に基づき、市が保有する情報の開示を請求する権利を改めて明らかにしています。
- 2 参画する権利についても、これからの市政を進めていく上で基本となる事項ですが、第10条に定める参画の制度を使うことによる参画の権利を定めています。

《第2項関係》

- 1 市民は、生涯にわたって学習する権利を有することを定めています。
- 2 自ら考え行動するためには、社会や行政の仕組みなどについて幅広い知識を持つとともに課題について考える能力が必要となります。
- 3 生涯学習は、市民が市民としての権利を主張したり、人権意識を高めるとき、また、地域自治活動などに参加するときに必要な知識などを学ぶ機会としても非常に重要です。
- 4 市民個人が、生涯学習により身に付けた知識や経験を地域の中でまちづくりに生かすことにより、市が推奨してきた「生涯学習まちづくり」の実現に繋がります。

(市民の役割及び責務)

第17条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、助け合うとともに、協働による自治の推進に努めるものとします。

2 市民は、自治の推進に当たっては、次世代にも配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めるものとします。

3 市民は、市政運営に関し、市が市民の信託に的確に答えているか注視するよう努めるものとします。

4 市民は、前条第1項に定める権利の行使に当たっては、自らの行動及び発言に責任を持たなければなりません。

【趣旨】

本条は、市民の役割及び責務について定めています。

【解説・運用】

《第1項関係》

市民は主権者として様々な権利を有していますが、権利を主張するだけでなく、自らが自治の主体であることを自覚して、自分でできることは自ら行い（自助）、お互いを尊重し、助け合う（互助・共助）とともに、協働して自治の推進に努めることを定めています。

《第2項関係》

自治を推進するための活動を行うに当たっては、これからの西脇市を担う次世代にも配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めることを定めています。

《第3項関係》

市民は、直接的に市政を運営する議会や執行機関が市民の意向を踏まえているか、また信託に的確に対応しているか注意して見守るよう努めることを定めています。

《第4項関係》

市民が第16条第1項に定める市政に関する情報の開示を請求する権利及び市政に参画する権利を行使する際には、市全体のことも念頭に置き、長期的及び公共的視点をしっかりと持ち自らの行動や発言に責任をもたなければならないことを定めています。

(事業者の役割及び責務)

第18条 事業者は、前条に規定する役割及び責務を有するほか、自らの社会的責任を認識し、環境及び市民生活に配慮した事業活動を推進するとともに、公益活動等への積極的な参加及び支援を行うよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、事業者の役割及び責務について定めています。

【解説・運用】

- 1 「事業者」とは、第2条に定める「市内で活動するもの及び事業を営むもの」を指しています。事業者も、第2条に定める「市民」の一員ですので、第17条に定める市民の役割及び責務を有するほか、事業活動を行う中で、環境など様々な面において地域社会への影響が大きいことから、独立して本条を定めています。
- 2 事業活動の実施に当たっては、自らの社会的責任を認識し、環境や従業員のワークライフバランスなどの市民生活にも配慮し、公益活動や地域自治活動へ進んで参加することや支援を行うよう努めることを定めています。

第2節 議会

第2節では、議会の役割等及び責務と議員の役割及び責務について定めています。

(議会の役割等)

第19条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に関する重要な事項で別に条例で定めるものを議決するものとします。

2 議会は、市の意思決定機関であるとともに、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する機能を果たすものとします。

【趣旨】

本条は、議会の役割及び権限について定めています。

議会の役割と権限については、地方自治法で定められていますが、改めてこの条例に規定することで、議会の権限の重要性を明らかにしています。

【解説・運用】

《第1項関係》

議会の議決事項について定めています。議会の議決事項については、地方自治法第96条第1項第1号から第15号まで詳しく定められていますが、ここではそのうちの代表的なものを挙げています。また、これ以外にも、地方自治法第96条第2項の規定により、議会が議決すべき事項を条例で定め、これを議決する権限があることを定めています。

現在は、地方自治法第96条第2項の規定による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例（平成22年西脇市条例第20号）の規定により、定住自立圏形成協定に関することについて議決する権限があることを定めています。

《第2項関係》

議会は市民に直接選挙によって選ばれる市民の代表機関であり、市の意思決定機関であることを定めています。

また、第1項に定める事項の議決を行う以外にも、市民の意思が適正に反映された市政が行われているかどうかを監視・けん制することを定めています。

(議会の責務)

第20条 議会は、市民との情報共有及び意見交換を図り、開かれた議会運営に努めなければなりません。

2 議会は、広く市政を調査するとともに市民の意思を把握し、政策形成機能の強化とその活用に努めなければなりません。

【趣旨】

本条は、議会の責務を定めています。

【解説・運用】

《第1項関係》

- 1 開かれた議会運営について定めています。
- 2 市民との情報共有及び意見交換の場として、議会報告会の開催や議会広報の発行を行うよう努めるとともに、議会は原則として会議等（本会議のほか常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等）を公開し、いつでも市民が傍聴できるように努めなければなりません。ただし、地方自治法には出席議員の3分の2以上の議決で非公開とすることができる規定（地方自治法第115条）があります。

《第2項関係》

- 1 議会の政策形成機能の強化について定めています。
- 2 地方分権が進み、地方自治体は国や県と対等な立場となり、自律的に市政を執行する必要があります。このため、執行機関は言うまでもなく、議会においても自治立法力が求められます。そこで、議会は、広く市政を調査するとともに市民の意向を把握し、政策形成機能の強化に努めるとともに、議案を提出するなどその活用に努めなければならないとしています。

【参考】地方自治法

(議事の公開原則及び秘密会)

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

(議員の役割及び責務)

第21条 議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、その責務を果たすため、自己の研さんに努めなければなりません。

【趣旨】

本条は、議員の役割及び責務を定めています。

【解説・運用】

- 1 議会は、議員によって構成され、議員一人ひとりの活動を通じて議会の役割と責務を果たしていくもので、ここでは議員個人の責務を定めています。
- 2 議員は、直接選挙によって市民に選ばれた市民の代表であり、市民の信託を受けて、市の課題や市民ニーズを把握するとともに、常に市民全体の福祉の向上を念頭に置き審議することによって、市民の意思を市政に反映させる職務（役割と責務）を果たすよう努めなければなりません。また、議会の役割を果たすため、議員個人の審議能力や政策形成能力などをさらに向上させる必要があります。このため、議員は、自ら自己の識見を高めるための研さんに努めなければならないことを定めています。

(議会への委任)

第22条 この基本条例に定めるもののほか、議会及び議員の活動原則に関する基本的事項については、別に定めるものとします。

【趣旨】

本条は、議会及び議員の活動原則に関する基本的事項については、議会へ委任することを定めています。

【解説・運用】

第19条から第21条までに定める議会及び議員に関する事項以外の議会及び議員の活動原則に関する基本的事項について、西脇市議会基本条例によることとしています。

第3節 市長及び市職員

第3節では、市の代表者としての市長の役割と責務、市職員の責務について定めています。

(市長の役割及び責務)

第23条 市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、市民福祉の向上のために権限を適正に行使するとともに、この基本条例に定める基本理念及び基本原則にのっとり、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。

【趣旨】

本条は、市長の役割と責務について定めています。

【解説・運用】

- 1 地方自治法に定められた市長の権限と責務（長の統括代表権、事務の管理及び執行権）を改めて明記したもので、市長は、市の代表者として、市民の意向を踏まえて市民の信託に応えるとともに、市民福祉の向上を目指し、地方自治の本旨に基づき権限を適正に行使した市政運営を行わなければならないことを定めています。
- 2 また、市長は第3条に定める基本理念と第4条に定める基本原則にのっとり自治を推進するとともに、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならないことを定めています。

（市職員の責務）

- 第24条 市職員（以下「職員」といいます。）は、全体のために働く者として、法令を遵守し、市民の立場に立って創意工夫し、公正で誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。
- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。
 - 3 職員は、自らも市民であることを自覚し、積極的に地域活動等に参加するよう努めなければなりません。
 - 4 職員は、地域の課題解決に向け、必要に応じて市民と市との意思疎通を図るための役割を担うよう努めなければなりません。

【趣旨】

本条は、職員の責務を定めています。

職員は、地方分権の流れの下、参画と協働によるまちづくりの推進など、新しい課題に取り組むことが求められます。

【解説・運用】**《第1項関係》**

市長の指揮のもと全体のために働く者として、法令を遵守するとともに、市民の立場に立って、創意工夫を図り、公正で誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないことを定めています。

《第2項関係》

職員として求められる責務を果たすために、能力を高め、職務に必要な知識や技能などの向上に努めることを定めています。自らの能力を高めるためには、研修等に積極的に参加するだけでなく、自ら学ぶ姿勢を持つことが必要です。特に最近では、世界的視野での政治・経済・社会の動きを知ることなく行政運営を進めることは困難になっているため、行政の先進事例だけでなく、民間企業などの活動からも学ぶべきことが多くなっています。また、参画と協働や住民自治などの基礎を学び、市民と共にまちづくりを進めるための能力開発も不可欠となっています。

《第3項関係》

職員も一人の地域住民であることを自覚し、職員としての知識やノウハウを生かして地域課題の把握や解決などの活動、あるいは様々なボランティア活動などに参加するよう努めることを定めています。

《第4項関係》

第3項で定める活動に参加することと併せて、地域で把握した課題で地域だけでは対応できないことなどについて、市へ情報を伝え、必要な対策を図るという役割を担うよう努めることを定めています。

第 8 章 市政運営

第 8 章では、市政運営の基本となる総合計画、行政組織、財政運営等のあり方について定めるとともに、開かれた市政運営を行うために必要となる具体的な取組について定めています。

(総合計画)

第 25 条 市長は、この基本条例で定める基本理念及び基本原則に基づき、市の最上位計画として、基本構想、基本計画及び行動計画により構成される総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政を運営するものとします。

2 市長は、総合計画の策定、見直し及び進行評価に当たっては、市民の意見を適切に反映するため、広く市民の参画を得るものとし、基本構想については、別に条例で定めるところにより、議会の議決を経るものとします。

3 執行機関は、個別政策分野に係る計画を策定するときは、総合計画との整合を図るものとします。

4 市長は、総合計画について市民への周知を図り、その進行管理を適正に行うとともに、社会情勢に十分配慮し、必要に応じて見直しを図らなければなりません。

【趣旨】

本条は、総合計画の位置付けや策定方法等について定めています。

【解説・運用】

《第 1 項関係》

- 1 市は、第 3 条の基本理念及び第 4 条の基本原則に基づいて、総合計画が本市における政策の最上位計画であることを踏まえ、市の将来像を定める基本構想、これを実現するための方策を定める基本計画、そして具体的事業を体系化した行動計画の 3 層構造により構成される総合計画を策定し、その計画に基づいて総合的かつ計画的な市政を運営することを定めています。
- 2 総合計画のうち、基本構想については、これまで地方自治法においてその策定が義務付けられていましたが、平成 23 年 5 月 2 日公布、平成 23 年 8 月 1 日施行の改正後の地方自治法によりその義務付けが撤廃されました。しかし、効果的な市政運営を行っていくには、総合計画は必要不可欠であるためこの条例においてその策定義務を定めています。

《第 2 項関係》

総合計画の策定、見直し及び進行評価に当たっては市民の参画を

得て、広く市民の意見を反映するとともに、基本構想については議会の議決を経なければならないこととしています。議会での議決に当たっては、地方自治法第96条第2項の規定による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例によることとします。

《第3項関係》

執行機関は、第1項に定める最上位計画であることに基づき、個別政策分野に係る計画を策定する際には、総合計画との整合を図らなければならないとしています。

《第4項関係》

- 1 総合計画の推進及び見直しについて定めています。
- 2 総合計画についてその内容を市民へ分かりやすく周知することと併せて、適正な進行管理を行い、社会情勢の変化などに応じて計画の見直しを図らなければならないことを定めています。
- 3 総合計画は、長期間にわたる計画のため、硬直的に運用するのではなく、社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うことが必要です。

(説明責任)

第26条 市は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階における過程及び結果について市民に分かりやすく説明するものとします。

【趣旨】

本条は、市政に関する説明責任について定めています。

【解説・趣旨】

情報の公開及び共有は、第4条第3号に定める情報共有の原則にあるように、市民参画のための判断の基本となるものです。そのため、市は政策や計画の立案（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルにおける過程及び結果に関する情報を市民に分かりやすく説明することにより説明責任を果たすことを定めています。

(応答責任)

第27条 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、迅速かつ適切に対応するものとします。

【趣旨】

本条は、市民からの意見、要望、提案等に対する、応答責任について定めています。

【解説・運用】

- 1 市政を運営する上で、市民から市に対して様々な意見、要望、提案、苦情などが寄せられます。これらは、市の施策や事業をより良いものに改善するための貴重な声として受け止める必要があります。また、一方でこのような意見などは、市の施策や事業によって市民が被った不利益の現れである場合もあります。このため、意見などの内容と事実関係を速やかに調査し、迅速かつ適切に対応することは市民との信頼関係を構築する上で非常に重要なものです。
- 2 「迅速」とは、できる限り早く対応することであり、案件によっては完了するまでには時間を要することもあります。
- 3 市民から民間の創造的なアイデアが盛り込まれた政策提案がされることも想定されるため、そのような提案などを市政に反映させることも必要となります。

(行政組織)

第28条 市は、市民に分かりやすく、簡素かつ機能的な組織を編成するとともに、組織相互の連携が適切に行われるよう努めなければなりません。

【趣旨】

本条は、行政組織の編成と運営のあり方について定めています。

【解説・運用】

市の組織に求められる原則として、市民にとって分かりやすく、簡素であり、機能的な組織を編成するとともに、組織相互間で連携、情報交換等が適切に行われるよう努めなければなりません。いわゆる「縦割」にならず、全ての部署が一体となって、行政機能を発揮するよう努めなければならないことを定めています。

【参考】地方自治法**(執行機関の組織)**

第 138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようしなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するよう努めなければならない。

(人事政策)

第29条 市長は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければなりません。

- 2 市は、職場環境づくりに取り組むとともに、研修の充実及び人事考課制度の有効活用を図ることにより、職員の能力を向上させ、多様化する市民ニーズ及び地域課題に対応できる人材育成を図らなければなりません。

【趣旨】

本条は、職員の任用（職員の採用、昇任、降任又は転任）、配置、人材育成及び人事考課について定めています。

【解説・運用】

《第1項関係》

職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用と適所適材の配置に努めなければならないことを定めています。

《第2項関係》

職場の良好な環境づくりに取り組むこと、研修を充実すること及び人事考課制度を有効活用することによって、職員の能力を向上させ、多様化する市民ニーズや地域課題に対応できる職員を育成しなければならないことを定めています。

【参考】地方公務員法

(任用の根本基準)

第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

(研修)

第39条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 前項の研修は、任命権者が行うものとする。

3 地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。

4 人事委員会は、研修に関する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告することができる。

(勤務成績の評定)

第40条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に関し必要な事項について任命権者に勧告することができる。

(政策法務)

第30条 市は、自主的かつ自律的な市政運営を行うため、法令等の適切かつ自主的な解釈及び運用のもと、条例、規則等を制定する権限を行使するものとします。

【趣旨】

本条は、自主自律の市政運営の確立に向けて、政策法務に積極的に取り組むことを明らかにするために定めたものです。

【解説・運用】

- 1 「政策法務」とは、法令等（法律や条例など）を課題解決や政策実現のための手段として捉え、そのためにどのような立法・運用・訟務が求められるかを検討・評価し、実行することです。
- 2 平成12年の地方分権一括法の施行により、国と地方自治体の関係が「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に見直されたことに伴って、地方自治法も改正され各自治体が地域の行政ニーズに即した行政運営を進めていくために、関係法体系の中で自主的に法令を解釈及び運用することが認められるとともに（地方自治法第2条第12項）、条例制定権が拡大されました。これを踏まえ、市はこうした権限を十分に活用しながら、適切に履行するための調査研究を行い、適正な法令の解釈及び運用のもと、法令との整合を図った市独自の特色ある政策の推進を図ろうとするものです。

【参考】地方自治法（第2条）

- 12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するようにならなければならない。

(法令遵守及び公益目的通報)

第31条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を確保するため、法令遵守制度について必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

2 市長は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

【趣旨】

本条は、市民に信頼される市政運営を行う上で不可欠となる市の法令遵守制度及び法令遵守を確保するための公益目的通報制度の必要性について定めています。

国内では市町村長や市町村議会の議員、市町村の職員などが関わる事件などが発生しています。このような事件はあってはならないことですが、もしこのような事件が本市において発生した場合、市民の利益を損なうばかりでなく市政への信頼をも失うことになることから必要な措置を講じようとするものです。

【解説・運用】

《第1項関係》

適法かつ公正な市政運営を行うためには、議員や市長をはじめ、実務を担う職員一人ひとりが法令を正しく理解し解釈するとともに、これを遵守することにより公正な職務の執行を確保するため、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければならないことを定めています。

《第2項関係》

市政を運営する上において、違法行為の発生や、違法行為等に伴う公益の損失を防止するため、そのような場に遭遇したり、事実を発見した場合には、直ちに担当の部署へ通報を行うことを義務付けるとともに、通報者となった職員等を保護するための公益目的通報に関する制度を設けるよう努めなければならないことを定めています。このような制度を設けることによって、不祥事の発生や隠ぺいへの抑止力が働くものと考えています。

(行政手続)

第32条 市は、市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保及び透明性の向上を図らなければなりません。

【趣旨】

本条は、市民の権利及び利益を保護するための市の行政手続について定めています。なお、これら行政手続に係る措置に関しては、西脇市行政手続条例（平成17年西脇市条例第20号）に基づいて進められます。

【解説・運用】

行政手続条例とは、市民から公的な事務処理（各種申請、許可手続等）を請求されたときに、その事務処理の基準（処理日数、判断基準等）をあらかじめ示すことによって行政事務の公正性と透明性を確保し、市民の権利や利益を保護する制度です。例えば「〇〇に関する許可申請」があった場合、許可に必要な日数や審査の基準をあらかじめ明らかにすることによって、行政の事務の遅延や恣意的な取扱いを防ぎ、公正の確保と透明性の向上を図ろうとするものです。

【参考】西脇市行政手続条例

（目的等）

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3条第3項において法第2章から第5章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関して共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、この条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(危機管理)

第33条 市は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に災害等の不測の事態に備えるとともに、的確に対応するための体制を整備しなければなりません。

2 市は、災害等の発生時には、市民及び関係機関と連携し、速やかに状況を把握し、的確に対処しなければなりません。

3 市民は、災害等の発生時には、自らの安全を確保するとともに、果たすべき役割を認識し、相互に協力して対処しなければなりません。

【趣旨】

本条は、安全で安心な市民生活を確保するための市の責務と、災害の発生時における市民と市の役割を定めています。

【解説・運用】

「災害等」とは、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある場合をいいます。

《第1項関係》

市は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に災害や大規模な事故などの不測の事態に備え、西脇市地域防災計画などの策定やハザードマップ等の作成を行い、これらの計画等に基づき、日頃から市民の生命、身体、財産を守るために必要な体制を整備しなければならないことを定めています。

《第2項関係》

災害等の発生時には、市は地域の消防団、ボランティア等の市民や消防本部、自衛隊、警察などの関係機関と連携し、速やかに情報収集、被害状況の把握、被害拡大の予測などを行うとともに、ライフラインの確保、避難誘導や炊き出し等必要な作業や支援を実施するなどの的確に対処しなければならないことを定めています。

《第3項関係》

日頃から市民一人ひとりが「自助・共助」といった意識を持ち、災害等が発生した非常時には、まず、自分や家族の安全を確保した上で、近隣の住民と協力し、一人暮らしの高齢者や体の不自由な人たちの救助活動を実践し、相互に協力して対処しなければならないという市民の役割を定めています。

(生涯学習)

第34条 市は、市民の多様な学習活動を支援し、市民主体のまちづくりを推進するため、生涯にわたって学習する機会を提供するよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、生涯学習について定めています。

【解説・運用】

市は、第16条第2項に定める市民が生涯にわたって学ぶ権利を確保するため市民の多様な学習活動を支援し、市民主体のまちづくりを推進するために、生涯にわたって学習の機会を提供するよう努めることを定めています。

(財政運営の基本方針)

第35条 市長は、総合計画を実現するための財政計画を定めるとともに、行政評価を踏まえ、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営を行わなければなりません。

【趣旨】

本条は、自立した市政運営の基礎となる健全な財政運営を行うための基本方針を定めています。

【解説・運用】

市の財政は、一定の期間に達成すべき目標を設定し、実現するための手法を体系化した総合計画に基づき財政計画を定めます。さらにこれらの計画に基づく事業の目標到達度を明らかにし、次の計画や予算、その実施に反映させる行政評価に基づいて、財源を効果的かつ効率的に活用できるように、健全な財政運営を行わなければならないことを定めています。

(予算編成、執行及び決算)

第36条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、この基本条例及び総合計画を踏まえ、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう努めなければなりません。

2 市長は、予算の編成方針を明らかにするとともに、予算及び決算について分かりやすく公表しなければなりません。

【趣旨】

本条は、予算編成、執行及び決算の基本的な事項を定めています。

【解説・運用】

《第1項関係》

- 1 予算の編成や執行に当たっては、この条例に定める財政運営の基本方針及び総合計画を踏まえて行うことを定めています。
- 2 地方自治法に定められている「行政運営効率化の原則」（地方自治法第2条第14項）の観点から、地域の諸資源（人材、自然、歴史、文化、地域活動など）や経営資源（人・モノ・カネ・情報・時間）を最大限に活用して、予算を編成し執行しなければならないことを定めています。

《第2項関係》

第2項では、予算の編成方針を作成し公表することと併せて、予算及び決算に関する説明書などをさらに充実し、予算及び決算の内容について具体的に把握できるように、分かりやすく公表しなければならないことを定めています。

【参考】地方自治法（第2条）

- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(財産管理及び財政状況の公表)

第37条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の高その他財政に関する状況について、分かりやすく公表しなければなりません。

【趣旨】

本条は、市が保有する財産の管理運営とともに財政運営に係る透明性の向上を図るため、財政の基本的な事項について公表することを定めています。

【解説・運用】

- 1 「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金のことです（地方自治法第 237条）。
- 2 市長は市が保有する財産を常に良好な状態で、維持保全し、その目的や用途に従って最も経済的かつ効率的に管理・運用するように努めるとともに、市の財政状況に関する諸表を作成するなど、市民に関心を持っていただくため、分かりやすく公表しなければならないことを定めています。
- 3 財政状況については、地方自治法第 243条の3 第1項により、その公表が義務付けられており、西脇市財政状況の作成及び公表に関する条例（平成17年西脇市条例第55号）において、その公表について定めています。また、公有財産や基金については、それぞれ条例や規則でその管理等について詳細にその取扱いについて定められています。
- 4 国においても地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）が制定され、地方公共団体の財政状況を「健全化判断比率等」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金負担比率）で客観的に表すことを定めています。これに基づき地方自治体は、前年度の決算に基づく「健全化判断比率等」をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととされており、予算、決算の状況などを市のホームページで公開しています。

【参考】西脇市財政状況の作成及び公表に関する条例
(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の3 第1項の規定に基づく歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の高その他財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

(行政評価)

第38条 市長は、効率的かつ効果的な市政運営を図るため、行政評価を行うよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく公表しなければなりません。

2 市長は、前項の規定による行政評価の実施に当たっては、必要に応じて市民等が参画する外部評価を実施するものとします。

【趣旨】

本条は、市の政策等に対する行政評価のあり方について定めています。

【解説・運用】

行政評価とは、市の実施する政策、施策、事務事業について、成果指標等の様々な客観的指標を用いてその必要性、有効性、効率性を継続的に点検・評価し、その結果を市の活動に反映させる仕組みのことです。

《第1項関係》

効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行うよう努めるとともに、市民への説明責任や行政の透明性の向上を図るため、評価結果等の情報を分かりやすく市民に公表しなければならないことを定めています。

《第2項関係》

行政評価は市長が行うことを基本としていますが、公平性や客観性を向上させるため、必要に応じて市民や学識経験者が参画する外部評価を実施することを定めています。

第9章 連携

第9章では、国や兵庫県、他の自治体等との連携について定めています。

(国及び兵庫県との連携)

第39条 市は、自律した自治体として国及び兵庫県と対等な立場で、適切な役割を担いながら、連携して自治の推進に努めるものとします。

【趣旨】

本条は、国や兵庫県との連携について定めています。

【解説・運用】

地方分権の進展により、国、都道府県及び市町村は、互いに「上下・主従」の関係でなく、「対等・協力」の関係となり、地方公共団体は自律した自治体として認められています。しかしながら、それぞれの持つ役割に応じ、本市だけでは解決できないことについては兵庫県や国と協力し、解決に当たっていくことが重要であり、そのような適切な役割分担のもとに連携・協力することにより、本市の自治を発展させていくことを定めています。

【参考資料】地方自治法

(地方公共団体の役割と国の役割等)

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

(地方公共団体の法人格及び事務)

第2条 地方公共団体は、法人とする。

2 略

3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第5項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。

4 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

- 5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第2項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。
- 6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当っては、相互に競合しないようにしなければならない。

(他の自治体等との連携)

第40条 市は、共通する課題を解決するとともに効率的、効果的な行政運営を行うため、他の自治体等と積極的に連携するものとします。

【趣旨】

本条は、自治体間の連携について定めています。

【解説・運用】

- 1 消防や介護認定審査会事業など地域間で共通する課題については、広域的な事務組合などで対応することが必要です。また、効率的・効果的な行政運営を行うためには定住自立圏構想のように近隣自治体で連携する必要があります。
- 2 一方で、大規模な災害時等の対応には、近隣自治体だけでは対応できない事態が想定されることから、遠距離の自治体とも相互支援協定を結ぶなど、積極的に連携・協力することが必要です。

(国際及び国内交流)

第41条 市民及び市は、平和と人権を重んじる国際社会の一員であることを自覚し、環境や経済、文化、教育など各分野において、国内及び海外の自治体、市民団体等との交流及び連携に努めるものとします。

【趣旨】

本条は、国内及び国外の自治体や市民団体などとの交流や連携について定めています。

【解説・運用】

- 1 前条では、地域課題の解決等に向けた他の自治体との連携について定めましたが、本条では、国内外の都市と友好都市や姉妹都市の提携を結び、平和と人権を尊重する国際社会の一員であることを自覚し、環境や経済、文化、教育、スポーツなど様々な分野で交流・連携を進めることを定めています。このような交流により異文化の理解、豊かな人づくり、地域の活性化につなげていくことが必要です。
- 2 本市では、国内では北海道富良野市と友好都市提携を、海外ではアメリカワシントン州レントン市と姉妹都市提携を結び交流を行っています。

第10章 条例の位置付けと見直し

第10章では、この条例の位置付けと条例の見直しについて定めています。

(条例の位置付け)

第42条 この基本条例は、本市における自治についての基本規範であり、市民及び市は、この基本条例を遵守しなければなりません。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止に当たっては、この基本条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければなりません。

【趣旨】

本条は、この条例の位置付けについて定めています。

この条例は、憲法第8章及び地方自治法に定められる基本体系を分かりやすく定めるものであるとともに、自治権の範囲内における本市の自治運営に関する独自のルールで支えられています。

【解説・運用】

《第1項関係》

- 1 この条例が本市における自治の基本規範（最も基本となるルール）であることを明らかにするとともに、自治の主体である市民、議会及び市長等の執行機関の三者は、この条例を遵守しなければならないことを定めています。
- 2 なお、法形式的には、この条例と他の条例との間に効力の優劣を付けることはできませんが、この条例の規定内容から、この条例は、本市の条例の基本に位置付けられるものです。

《第2項関係》

この条例が、その制定目的と規定内容によって、実質的に他の条例を規律する基本規範と捉え、本市における他の条例、規則等の制定又は改廃を行う際には、この条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければならないことを定めています。

(条例の運用及び見直し)

第43条 市長は、この基本条例を適正に運用するとともに、社会情勢の変化等に応じ、適切な時期に検討を行い、その結果に基づき見直し等の必要な措置を講ずるものとします。

2 市長は、前項の規定による検討等を行うに当たっては、市民の参画を得るものとします。

【趣旨】

本条は、この条例の適正な運用並びに見直しの時期及び方法について定めています。

【解説・運用】

《第1項関係》

1 この条例の施行に併せて、関連する条例等の整備を行うなど適正に運用するとともに、社会情勢や経済情勢などの変化や新たに発生した課題に対応するため、適切な時期の見直しについて必要な措置を講ずることを定めています。

2 条例の見直しの時期については、例えば4年ごとというように一定の期間毎に行う手法も考えられますが、近年の社会情勢の変化が予想できないことから、特定の期限を設けず適切な時期に検討を行い、検討の結果必要であれば見直しを行うことを定めています。

《第2項関係》

この条例の見直しの際には、市民参画を得ることを定めています。市民の意見を反映させることは、この条例の基本原則の一つである参画の基本となることから、この条例の検討に当たっては、市民参画により進めてきました。したがって、この条例の見直しに当たっても、策定と同様に市民参画により取り組むこととしています。